

国際関連情報 IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス

# IFRS 財団の定款改定協議について

IFRS 財団アジア・オセアニアオフィス  
ディレクター

たかはし まこと  
高橋 真人

## 1. はじめに

2021年4月30日、IFRS財団評議員会（以下、評議員会）は、IFRS財団内に新しい審議会を設置するにあたり、IFRS財団の定款を改定するための協議（定款改定協議）を開始した。意見募集は、2021年7月29日までである。以下、その概要を報告する。文中の意見は筆者の個人的見解であり、IFRS財団、評議員（会）の見解ではない。

## 2. 背景

2021年3月8日、評議員会は、「サステナビリティ報告に関する協議文書<sup>1</sup>」に寄せられた意見を分析<sup>2</sup>し、現行のIFRS財団のガバナンス構造の下にサステナビリティ基準を設定するための新しい審議会を設置し、その審議会が次の方針で作業を進めるという戦略的方向性を公表している。

- 投資家の意思決定に役立つ情報（企業価値）に焦点を当てる。

- 気候変動関連の基準設定を優先するが、それ以外のESG項目にも迅速に対応する。
- 既存のフレームワークを基礎として構築する。
- ビルディング・ブロック・アプローチにより、グローバルに一貫性のある比較可能なサステナビリティ報告のベースラインを提供する。

## 3. 定款改定協議の概要

定款改定協議に示されている提案とそれに対応する質問事項は次のとおりである。

提 案	質 問
1. IFRS財団の権限を拡大し、IFRSサステナビリティ基準を設定する新しい審議会を創設する。	1. 定款改定案が評議員会の示した戦略的方向性に一致していることに同意するか。特に以下の2点について。 (a) IFRS財団の目的の追加 (2(b)項)

1 この協議（Consultation Paper on Sustainability Reporting）は、2020年12月31日に意見募集を終了した。  
2 評議員会は、定款改定協議と同時に、最終的な分析結果を「フィードバック・ステートメント」として公表した。

	(b) 新しい審議会の構造と機能 (43～56 項)
2. IFRS 財団のガバナンス構造の下に「International Sustainability Standards Board」を創設し、「IFRS sustainability standards」を設定する。	2. 新しい審議会とその基準の命名について、「International Sustainability Standards Board <sup>3</sup> 」、「IFRS sustainability standards <sup>4</sup> 」という名称が、新しい審議会とその基準の機能を正確に表していることに同意するか。

3. IFRS 財団のガバナンスに関する必然的な改定を行う。	3. 60 項、61 項の必然的な改定に同意するか。
その他	4. 他に提起したいことはあるか。

#### 4. IFRS 財団の目的の追加と新しい審議会の設置 (提案 1)

定款改定案に示された ISSB に関する規定 (2 (b)、43～56 項) は、現行定款の IASB に関する規定 (2 (a)、24～37 項) をほぼ踏襲している。両規定の抜粋 (下線は筆者による) は以下のとおりである。

	IASB に関する規定 (抜粋) (変更なし)	ISSB に関する規定 (抜粋) (新設)
IFRS 財団の目的	2 項(a): IASB を通じて、公益のために、明確に明確化された原則に基づいて、高品質で、理解可能で、強制力があり、国際的に認められる財務報告基準の単一のセットを開発する。これらの基準は、投資家、世界の資本市場の他の参加者及び財務情報の他の利用者の経済的決定に役立つものとするために、財務諸表及び他の財務報告において高品質で透明性のある比較可能な情報を要求する必要がある。	2 項(b): ISSB を通じて、公益のために、明確に明確化された原則に基づいて、高品質で、理解可能で、強制力があり、国際的に認められるサステナビリティ基準の単一のセットを開発する。これらの基準は、投資家や世界の資本市場の他の参加者の意思決定に役立ち、マルチ・ステークホルダーのサステナビリティ報告に接続するために、企業報告において高品質で透明性のある比較可能な情報を要求する必要がある。
理事の人数	24 項: IASB は通常 14 人の理事で構成される。IASB 理事は、評議員会が任命する。最大 3 人の理事は非常勤の理事である可能性があり、評議員会によって確立された独立の適切なガイドラインを満たす必要がある。	43 項: ISSB は通常 14 人の理事で構成される。ISSB 理事は、評議員会が任命する。少数の <sup>5</sup> ISSB 理事は非常勤の理事である可能性があり、評議員会によって確立された独立の適切なガイドラインを満たす必要がある。

3 本稿では、「国際サステナビリティ基準審議会」と訳す。

4 本稿では、「IFRS サステナビリティ基準」と訳す。

5 原文は、A minority of ISSB。7 名未満という意味と考えられる。

理事の選出	<p>25 項：評議員会は、IASB が組織として、高品質でグローバルな財務報告基準の開発に貢献できるようにするため、本定款の附属書に定められた「IASB 理事の要件」に合致する IASB 理事を選出する。これにより、IASB は組織として、技術的知識及び多岐にわたる国際ビジネスと市場の経験を有する人々（監査人、作成者、利用者、学識者、市場及び/又は金融規制当局を含む）の最善の組み合わせで構成される。</p>	<p>44 項：評議員会は、本定款の附属書に定められた「ISSB 理事の要件」に合致する ISSB 理事を選出する。これにより、ISSB は組織として、技術的知識及び多岐にわたる国際ビジネスと市場の経験を有する人々（監査人、作成者、利用者、学識者、市場及び/又は金融規制当局を含む）の最善の組み合わせで構成される。</p> <p>ISSB 理事は、幅広いスキル、経験、視点が必要であるため、サステナビリティに関連するさまざまな専門知識と役割を反映した職業的背景を有している可能性もある。</p> <p>ISSB は、集散的に、高品質でグローバルなサステナビリティ基準の開発に貢献できるグループとして、サステナビリティ報告に関する専門知識、関連業界の専門知識を示し、サステナビリティ報告の実用的で有用で最新の経験を共有することが期待される。</p>
理事の地理的配分	<p>26 項：アジア・オセアニア 4 名、欧州 4 名、米州 4 名：アフリカ 1 名、<u>全体的な地理的バランスを維持することを条件として、任意の地域から 1 名。</u></p>	<p>45 項：アジア・オセアニア 3 名、欧州 3 名、米州 3 名：アフリカ 1 名、<u>任意の地域から 4 名。</u></p>
他の団体との連携	<p>27 項：IASB は、評議員会と協議して、IFRS 会計基準の開発を支援し、<u>各国の会計基準と IFRS 会計基準のコンバージェンスを促進するために、会計基準の設定に関心を持つ各国の基準設定主体、その他の基準設定主体及び会計基準の設定に関心を持つ公的機関との関係を確立し、維持することが期待される。</u></p>	<p>46 項：ISSB は、評議員会と協議して、<u>[IFRS] サステナビリティ基準の開発を支援し、国及び地域のサステナビリティ報告基準と IFRS サステナビリティ基準のコンバージェンスを促進するために、サステナビリティ報告基準の設定に関心を持つ関連する利害関係者との関係を確立し、維持することが期待される。</u></p>
概念フレームワーク	<p>28 項：IASB の理事は、基準を決定及び改訂する際に、<u>公益のために行動し、IASB のフレームワーク（随時修正される）を尊重する。</u></p>	<p>47 項：ISSB の理事は、基準を決定及び改訂する際に、<u>公益のために行動し、ISSB の目的（及び作成された場合、概念フレームワーク）を尊重する。</u></p>
議長・副議長	<p>29 項：評議員会は、1 名の常勤理事を IASB 議長に任命する。また、常勤理事のうち <u>2 名以内</u> を副議長に指名できる。</p>	<p>48 項：評議員会は、1 名の常勤理事を ISSB 議長に任命する。また、常勤理事の <u>1 名</u> を副議長に指名できる。</p>
任期	<p>30 項：理事の最初の任期は 5 年で、3 年（場合によっては 5 年）を任期とする 1 回の再任が認められることがある。任期は通算して 10 年を超えてはならない。</p>	<p>49 項：理事の最初の任期は 5 年以内で、3 年（場合によっては 5 年）を任期とする 1 回の再任が認められることがある。任期は通算して 10 年を超えてはならない。</p>

独立性	31 項：非常勤理事は、他の雇用関係のすべてを終了させることは期待されない。	50 項：非常勤理事は、他の雇用関係のすべてを終了させることは期待されないが、十分なレベルの独立性を実証（維持）できなければならない。
報酬	32 項：常勤及び非常勤理事には、各々の付託された責任に相応する額の報酬が支給される。	51 項：同左
審議の公開	33 項：審議会は一般公開とするが、一定の議論（通常は、選出、任命及びその他の人事案件に限る）については、審議会の判断で非公開とすることができる。	52 項：同左
議決権	34 項：各理事は 1 票の議決権をもつ。単純過半数によって議決される事項で、賛否の票数が同数の場合には、議長が決定票を投じるものとする。	53 項：同左
承認	35 項：公開草案又は IFRS 会計基準（IAS 基準又は解釈指針委員会の解釈指針を含む）の公表には、理事のうち 8 名（13 名未満の場合）又は 9 名（14 名の場合）による承認を必要とする。 ディスカッション・ペーパーの公表を含むその他の決定事項については、60% 以上の理事が出席する会議において単純過半数による承認を必要とする。	54 項：公開草案又は IFRS サステナビリティ基準の公表には、 <u>単純過半数</u> による承認を必要とする。 ディスカッション・ペーパーの公表を含むその他の決定事項については、60% 以上の理事が出席する会議において単純過半数による承認を必要とする。 ISSB が設立されている間、議長と副議長は、新しい審議会の作業計画案について市中協議を行う可能性がある。その場合の公表物は、ISSB 議長及び副議長の承認により発行できる。
審議会の責務	36 項(a)：IASB は、IFRS 会計基準（解釈指針を除く）及び公開草案（反対意見を含む）の作成と公表を含むすべての技術的事項、及び、IFRS 解釈指針委員会の解釈指針の承認と公表について責任を負う。	55 項(a)：ISSB は、IFRS サステナビリティ基準及び公開草案（反対意見を含む）の作成と公表を含むすべての技術的事項について責任を負う。
公開草案	(b)：すべてのプロジェクトについて公開草案を公表し、主要なプロジェクトについては市中協議のための討議資料を公表する。	(b)：同左
意見募集期間の短縮	(c)：例外的な状況において、評議員会の事前の承認を公式に要請して評議員の 75% の承認を得た場合に限り、公開草案の意見募集期間をデュープロセス・ハンドブックに記載の期間よりも短縮する。	(c)：例外的な状況において、評議員会の事前の承認を公式に要請して評議員の 75% の承認を得た場合に限り、公開草案の意見募集期間を短縮する。

議題の策定	(d)：技術的議題の策定及び遂行について、完全な裁量を有する。ただし、以下を条件とする。 (i) 評議員会及び IFRS 諮問会議との協議。 (ii) 5年ごとにアジェンダ協議を行う。	(d)：技術的議題の策定及び遂行について、完全な裁量を有する。ただし、以下を条件とする。 (i) 評議員会及び IFRS 諮問会議との協議。 (ii) <u>少なくとも5年</u> ごとにアジェンダ協議を行う。
プロジェクトの割当	(e)：技術的事項のプロジェクトの割当について、完全な裁量を有する。詳細な調査又は他の作業を各国の基準設定主体又は他の組織に委託できる。	(e)：同左
意見分析	(f)：協議文書への意見を合理的な期間内に分析する手続を確立する。	(f)：同左
諮問グループ	(g)：主要なプロジェクトについて助言するワーキング・グループ又は他の形態の専門家の諮問グループを組成する。	(g)：同左
IFRS 諮問会議	(h)：主要なプロジェクト、議題の決定及び作業の優先順位について IFRS 諮問会議と協議する。	(h)：同左
結論の根拠	(i)：基準又は公開草案とともに「結論の根拠」を公表する。	(i)：同左
公聴会	(j)：提案された基準について議論するための公聴会の開催を検討する。	(j)：同左
フィールドテスト	(k)：フィールドテストの実施を検討する。	(k)：同左
理由の説明	(l)：上記(b)、(g)、(i)、(j)及び(k)に従わない場合には、理由を説明する。	(l)：同左
正文	37項：英文を正文とする。	56項：同左

## 5. 新しい審議会及び基準の名称 (提案2)

財団の名称	IFRS Foundation	
	(変更なし)	
審議会の名称	International Accounting Standards Board (略称：IASB)	International Sustainability Standards Board (略称：ISSB)
	(変更なし)	(新設)

基準の名称	IFRS accounting standards	IFRS sustainability standards
	(IFRS Standards から変更)	(新設)

評議員会は、「IFRS 財団 (IFRS Foundation)」の名称を「International Corporate Reporting Foundation」に改称する案も検討したが、最終的には、財団名は変えず、「IFRS 基準 (IFRS Standards)」を「IFRS 会計基準 (IFRS accounting standards)」に改称する案を提案している。

## 6. 事務局長等に関する規定の修正 (提案 3)

	現行規定 (抜粋)	改定後 (抜粋)
事務局長の責務	46 項：評議員会と IASB 議長が任命する。 事務局長は、IASB の基準設定活動に関する事項は IASB 議長に、他のすべての事項は評議員会に報告する。	60 項：IASB 及び ISSB 議長と協議の後、評議員会が任命する。 事務局長は、評議員会に報告し、IASB 及び ISSB 議長と連携する。
スタッフの監督	47 項：IASB 議長は、評議員会と協議して、IASB のシニア・テクニカル・チームの組成し、チーム及びそのスタッフの監督に責任を負う。	61 項：IASB 及び ISSB 議長は、評議員会と協議して、シニア・テクニカル・チームの組成し、チーム及びそのスタッフの監督に責任を負う。

## 7. その他

評議員会、モニタリング・ボード、IFRS 諮

問会議に関する定款の規定は今回改定しない<sup>6</sup>。これら 3 組織は、現在の構成のまま、ISSB を含む IFRS 財団全体のガバナンスを担うことになる。IFRS サステナビリティ基準に関する解釈指針委員会の設置は今回の提案には含まれていない。ISSB のための各種諮問グループの設置及びデュー・プロセスの改定は、定款改定とは別に検討される。

## 8. おわりに

評議員会は、定款改定協議で同意が得られ、「成功のための要件<sup>7</sup>」を満たせば、2021 年 11 月に開催される国連 COP26 会議の前に、ISSB の設置について最終決定を下す。評議員会は、ISSB の正式発足前に 2 つのワーキング・グループ<sup>8</sup>を立ち上げ、ISSB がランニング・スタートできるようにする。ISSB の議長・副議長の公募は、2021 年 6 月 1 日に開始された（締切は、2021 年 6 月 30 日）が、議長・副議長以外の理事の公募の時期は未定である。

6 ただし、評議員会に関する第 6 項に下線の文言が追加されている。「評議員会の構成は、幅広いスキル、経験、及び視点を確保するために、世界の資本市場と地理的及び職業的背景の多様性を広く反映するものでなければならない。」

7 「サステナビリティ報告に関する協議文書」（第 31 項）に記載された 7 つの要件。

8 技術準備ワーキング・グループ (TRWG)：TCFD、IIRC、SASB、CDSB、WEF、IASB が参加し、ISSB の設置に向けて技術的な準備を行う。多国間ワーキング・グループ：IOSCO（証券監督者国際機構）及び他の組織と協力し、マルチ・ステークホルダー専門家諮問委員会の設置を検討する。